

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和6年8月現在

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|------|------------|----|--|---|---|-------|----------------------------|-------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 大津市 | 乳幼児 | 40 | 未就学児(6歳未満) | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年4月診療分※1 |
| | | 重度心身障害者(児) | 41 | 1. 身体障害者手帳所持者 (1) 身体障害1・2級のもの (2) 身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり:500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年4月診療分※1 |
| | | 65~74歳老人 | 42 | ・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう | 【65~69歳】 定率2割 【70~74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65~69歳】 定率2割 【70~74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年4月診療分※1 |
| | | 母子家庭 | 43 | 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり:500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年4月診療分※1 |
| | | 父子家庭 | 44 | 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり:500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年4月診療分※1 |
| | | ひとり暮らし寡婦 | 45 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり:500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年4月診療分※1 |

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|------|------------|----|---|---|--|-------|----------------------------|-------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 大津市 | ひとり暮らし高齢寡婦 | 46 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円(多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円(年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年4月診療分※1 |
| | | 子ども | 40 | 小学校1年生から小学校6年生 | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) | レセプト1件あたり:500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年4月診療分※1 |
| | | 重度心身障害者(児) | 47 | 1. 身体障害者手帳所持者 (1) 身体障害1・2級のもの (2) 身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり:500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年4月診療分※1 |
| | | 母子家庭等 | 49 | ・18歳に達する日の属する年度の末日を経過したもので20歳未満の高等学校在学中の者を扶養する母と該当者、 ・身障1～3級又は知的障害重度～軽度で18歳以上65歳未満の者の介護のため就労できない母子家庭の母と該当者 | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり:500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年4月診療分※1 |
| | | 精神障害者(児) | 70 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 3. 県の所得制限にかかった者 *所得制限あり | 助成対象外 | なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年4月診療分※1 |
| | | 精神障害者(児) | 71 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 3. 県の所得制限にかかった者 *所得制限あり | 助成対象外 | なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年4月診療分※1 |

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---|------|------------|----|--|---|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 彦根市 | 乳幼児 | 40 | 未就学児(6歳未満) | なし | | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 子ども医療 | 40 | 小学校1年生から小学校3年生までの児童(9歳到達最初の3月31日までの子ども) | なし | | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 重度心身障害者(児) | 41 | 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級の者 (2)身体障害3級かつ知的障害中度の者 2. 知的障害重度の者 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級の者 *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 65～74歳老人 | 42 | ・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者及び対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう。 | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保険法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保険法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保険法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保険法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 母子家庭 | 43 | 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの | なし | | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 父子家庭 | 44 | 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり | なし | | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | ひとり暮らし寡婦 | 45 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。 | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|------|------------|----|--|--|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 彦根市 | ひとり暮らし高齢寡婦 | 46 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 重度心身障害者(児) | 47 | 1. 身体障害者手帳所持者 身体障害3級のもの 2. 県制度では所得超過だが、市制度では所得限度額未満のもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 65～74歳老人 | 48 | 65歳から74歳で、身体障害者手帳4級または療育手帳中程度のもの | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 精神障害者(児) | 70 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり | 助成対象外 | なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|------|---------------|----|--|---|---|-------|----------------------------|-------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 長浜市 | 乳幼児 | 40 | 未就学児(6歳未満) | なし | | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年4月診療分※1 |
| | | 重度心身しょうがい者(児) | 41 | 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級の者 (2)身体障害3級かつ知的障害中度の者 2. 知的障害重度の者 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級の者 *所得制限あり | 【県】 (低所得者) 自己負担なし *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持するもの) (低所得者以外) 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) 【市】 上記負担額を市が負担するため自己負担なし | 【県】 (低所得者) 自己負担なし *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持するもの) (低所得者以外) レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない 【市】 上記負担額を市が負担するため自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年4月診療分※1 |
| | | 65～74歳老人 | 42 | ・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保険法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保険法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保険法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保険法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年4月診療分※1 |
| | | 母子家庭 | 43 | 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでない者 4. 配偶者から遺棄されている者 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない者 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない者 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり | 【県】 (低所得者) 自己負担なし *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者) (低所得者以外) 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) 【市】 上記負担額を市が負担するため自己負担なし | 【県】 (低所得者) 自己負担なし *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者) (低所得者以外) レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない 【市】 上記負担額を市が負担するため自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年4月診療分※1 |
| | | 父子家庭 | 44 | | | | | | |

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|------|-------------|----|--|--|---|----------------------------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 長浜市 | ひとり暮らし寡婦 | 45 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり | 【県】 (低所得者) 自己負担なし *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持するもの)(低所得者以外) 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) 【市】 上記負担額を市が負担するため自己負担なし | 【県】 (低所得者) 自己負担なし *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持するもの)(低所得者以外) レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない 【市】 上記負担額を市が負担するため自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | ひとり暮らし高齢寡婦 | 46 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 ※限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保険法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保険法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保険法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保険法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 重度心身しょうがい者 | 47 | 身体障害者手帳所持者で、身体障害3・4級のもの ただし、4級は、高齢者の医療の確保に関する法律50条第1項第2号に定める被保険者に該当する程度の者 精神障害者保健福祉手帳所持者で、1級のもの *所得制限あり | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | | |
| | | 精神しょうがい者(児) | 70 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり | 助成対象外 | なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---|-------|-------------|----|---|---|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 近江八幡市 | 乳幼児 | 40 | 未就学児(6歳未満) | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 子ども医療 | 40 | 就学から15歳到達後最初の3月31日まで(中学校卒業まで) | 助成対象外 | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 重度心身障害者(児) | 41 | 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 重度心身障害者(児) | 47 | 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 心身障害者(児)(Y) | 47 | 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害3級のもの (2)身体障害4級かつ知的障害中度のもの 2. 特別児童扶養手当支給対象児童で2級のもの | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 65~74歳老人 | 42 | ・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう | 【65~69歳】 定率2割 【70~74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65~69歳】 定率2割 【70~74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。 | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---|-------|---|-------|--|--|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 近江八幡市 | 母子家庭 | 43 | 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり(法別番号49はなし) | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 母子家庭 | 49 | 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 父子家庭 | 44 | 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり(法別番号49はなし) | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | ひとり暮らし寡婦 | 45 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | ひとり暮らし高齢寡婦 | 46 | 次のいずれにも該当するもの (1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること (2)ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること (3)65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 精神障害者(児) | 70 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり | 助成対象外 | なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| 精神障害者(児) | 71 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 | 助成対象外 | なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | | | |
| ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。 | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|------|------------|----|--|---|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 東近江市 | 乳幼児 | 40 | 未就学児(6歳未満) | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 子ども医療費助成 | 40 | 小学1年生～中学3年生(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 重度心身障害者(児) | 41 | 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 65～74歳老人 | 42 | ・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 母子家庭 | 43 | 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 父子家庭 | 44 | 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | ひとり暮らし寡婦 | 45 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|------|------------|----|--|--|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 東近江市 | ひとり暮らし高齢寡婦 | 46 | 次のいずれにも該当するもの (1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること (2)ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること (3)65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 心身障害者(児) | 47 | 1. 身体障害者手帳所持者で身体障害3・4級のもの 2. 知的障害中程度のもの *所得制限あり | 助成対象外 | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 精神障害者(児) | 70 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり | 助成対象外 | なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---|------|------------|----|---|---|---|-------|----------------------------|-----------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 草津市 | 乳幼児 | 40 | 未就学児(6歳未満) | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年4月診療分 ※1 |
| | | 子ども医療 | 40 | 小学1～3年生(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から9歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者。以下同じ) | なし | レセプト1件あたり 500円 ※調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 重度心身障害者(児) | 41 | 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および課税世帯に属する小学1年～3年生を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 65～74歳老人 | 42 | 「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 母子家庭 | 43 | 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) ※低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および課税世帯に属する小学1～3年生を除く | レセプト1件あたり 500円 ※調剤レセプトには適用しない ※低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 父子家庭 | 44 | 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | ひとり暮らし寡婦 | 45 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。 | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---|------|------------|----|--|--|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 草津市 | ひとり暮らし高齢寡婦 | 46 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 重度心身障害者(児) | 47 | 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1～3級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害軽度から最重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限なし *法別番号41に該当する者を除く | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および課税世帯に属する小学1～3年生を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 精神障害者(児) | 70 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり | 助成対象外 | なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 精神障害者(児) | 71 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限なし *法別番号70に該当する者を除く | 助成対象外 | なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。 | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---|------|---|---|---|--|--|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 守山市 | 乳幼児 | 40 | 未就学児(6歳未満) | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 子ども | | 小学1年生から3年生まで | なし | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 重度心身障害者(児) | 41 | 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり | 【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【低所得者を除く】 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *本人住民税非課税かつ配偶者または扶養義務者が課税の場合、自己負担分を市が助成 | 【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【低所得者を除く】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *本人住民税非課税かつ配偶者または扶養義務者が課税の場合、自己負担分を市が助成 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| 65～74歳老人 | 42 | ・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | | | |
| ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。 | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---|------|----------|----|---|---|--|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 守山市 | 母子家庭 | 43 | 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり *43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から3年生までの者 | 【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【本人が市独自の自己負担金判定表の額を超える場合】 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えないまたは同額で、本人または扶養義務者が課税の場合】 なし *自己負担分を市が助成。 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から3年生までの場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない | 【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【本人が市独自の自己負担金判定表の額を超える場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 父子家庭 | 44 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり | 【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【低所得者を除く】 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *本人住民税非課税かつ配偶者または扶養義務者が課税の場合、自己負担分を市が助成 | 【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【低所得者を除く】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *本人住民税非課税かつ配偶者または扶養義務者が課税の場合、自己負担分を市が助成 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | ひとり暮らし寡婦 | 45 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり | 【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【低所得者を除く】 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *本人住民税非課税かつ配偶者または扶養義務者が課税の場合、自己負担分を市が助成 | 【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【低所得者を除く】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *本人住民税非課税かつ配偶者または扶養義務者が課税の場合、自己負担分を市が助成 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。 | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---|------|---------------------|----|--|---|--|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 守山市 | ひとり暮らし高齢寡婦 | 46 | 次のいずれにも該当するもの (1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること (2)ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること (3)65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:課税】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分:非課税】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:課税】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分:非課税】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 重度心身障害者(児) | 47 | 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの (3)身体障害3級のもの 2. 知的障害重度または中度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1・2級のもの *所得制限あり *本人・配偶者・扶養義務者の所得制限判定が県基準を超過しているが、本人の所得が市基準以内の場合の者 | 【本人住民税非課税の場合】 なし 【本人住民税課税の場合】 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) | 【本人住民税非課税の場合】 なし 【本人住民税課税の場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | ひとり暮らし高齢寡婦・65～74歳老人 | 48 | 次のいずれにも該当するもの (1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること (2)ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること (3)65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり *本人・配偶者・扶養義務者の所得制限判定が県基準を超過しているが、本人の所得が市基準以内の場合の者 *配偶者や扶養義務者は非課税であるが、本人が譲渡所得により課税となり、譲渡所得を除くと非課税となる場合の者 | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:課税】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分:非課税】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:課税】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分:非課税】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。 | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---|------|----------|----|--|---|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 守山市 | 母子家庭等 | 49 | 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり *43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から3年生までの者 *本人・配偶者・扶養義務者の所得制限判定が県基準を超過しているが、本人の所得が市基準以内の場合の者 | 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えない、または同額の場合】なし 【本人が市独自の自己負担金判定表の額を超える場合】 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から3年生までの者の場合】なし | 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えない、または同額の場合】なし 【本人が市独自の自己負担金判定表の額を超える場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から3年生までの者の場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 精神障害者(児) | 70 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり | 助成対象外 | なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 精神障害者(児) | 71 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限なし *本人・配偶者・扶養義務者の所得制限判定が県基準を超過しているが、本人の所得が市基準以内の場合の者 | 助成対象外 | なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。 | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|------|------------|----|---|---|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 栗東市 | 乳幼児 | 40 | 未就学児(6歳未満) | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 子ども | 40 | 小学校1年生から小学校3年生まで(6歳到達後の最初の4月1日から9歳到達後の最初の3月31日まで) | なし | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 重度心身障害者(児) | 41 | 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および小学校1年生～小学校3年生を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 65～74歳老人 | 42 | ・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 母子家庭 | 43 | 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および小学校1年生～小学校3年生を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 父子家庭 | 44 | 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | ひとり暮らし寡婦 | 45 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---|------|------------|----|--|--|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 栗東市 | ひとり暮らし高齢寡婦 | 46 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 ※限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 ※限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 心身障害者(児) | 47 | 1. 身体障害者手帳3級所持者 2. 知的障害中度のもの *所得制限あり *居住要件あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および小学校1年生～小学校3年生を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 精神障害者(児) | 70 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり | 助成対象外 | なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。 | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|----------|------|---|---|---|--|--|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 野洲市 | 乳幼児 | 40 | 未就学児(6歳未満) | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 子ども医療 | 40 | 小学校1年生から3年生 | なし | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 重度心身障害者(児) | 41 | 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの ※所得制限あり | 【県+市制度】 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) ただし、市が負担のため自己負担はなし 【県制度】 *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者)) 自己負担なし | 【県+市制度】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない ただし、市が負担のため自己負担はなし 【県制度】 *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者)) 自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| 65～74歳老人 | 42 | ・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | | | |

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---|------|------------|----|---|--|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 野洲市 | 母子家庭 | 43 | 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり | 【県+市制度】 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) ただし、市が負担のため自己負担はなし 【県制度】 *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者)) 自己負担なし | 【県+市制度】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない ただし、市が負担のため自己負担はなし 【県制度】 *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者)) 自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 父子家庭 | 44 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり | 【県+市制度】 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) ただし、市が負担のため自己負担はなし 【県制度】 *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者)) 自己負担なし | 【県+市制度】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない ただし、市が負担のため自己負担はなし 【県制度】 *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者)) 自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | ひとり暮らし寡婦 | 45 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | ひとり暮らし高齢寡婦 | 46 | 次のいずれにも該当するもの (1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること (2)ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること (3)65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。 | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---|------|------------|----|--|--|--|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 野洲市 | 市・重度心身障害者 | 47 | 1. 身体障害者手帳所持者であり、身体障害3級のもの 2. 県の所得制限額を超えるもの | なし | | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 市・65～74歳老人 | 48 | ・県制度対象者を除く市民税均等割のみ課税世帯の65歳から69歳老人及び70歳～74歳老人 ・ねたきり老人、ひとり暮らし老人 *所得制限あり | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 市・母子家庭等 | 49 | 県の所得制限額を超えるもの | なし | | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 精神障害者(児) | 70 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり | 助成対象外 | なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 市・精神障害者(児) | 71 | 県の所得制限額を超えるもの | 助成対象外 | なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。 | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|------|------------|----|--|---|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 湖南市 | 乳幼児 | 40 | 未就学児(6歳未満) | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 重度心身障害者(児) | 41 | 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 65～74歳老人 | 42 | ・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 母子家庭 | 43 | 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 父子家庭 | 44 | 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | ひとり暮らし寡婦 | 45 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|------|-----------------|----|--|--|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 湖南市 | ひとり暮らし高齢寡婦 | 46 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 精神障害者(児) | 70 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり | 助成対象外 | なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 重度心身障害者(児)市単独事業 | 47 | 1. 身体障害者手帳3級所持者 2. 知的障害中度および軽度のもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 精神障害者(児)市単独事業 | 71 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、精神障害の程度が3級に該当する者 *所得制限あり | 助成対象外 | なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---|------|------------|----|--|---|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 甲賀市 | 乳幼児 | 40 | 未就学児(6歳未満) | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 子育て応援医療 | 40 | 小学校1年生から小学校6年生年度末(12歳到達後の最初の3月31日)まで | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 中学生通院医療 | 40 | 中学校1年生から中学校3年生年度末(15歳到達後の最初の3月31日)まで *所得制限あり | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 重度心身障害者(児) | 41 | 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 65～74歳老人 | 42 | ・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *「高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例」に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 母子家庭 | 43 | 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 父子家庭 | 44 | 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | ひとり暮らし寡婦 | 45 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。 | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|------|---------------------------|----|--|--|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 甲賀市 | ひとり暮らし高齢寡婦 | 46 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *「高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例」に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 重度心身障害者(児) (県の事業の上乗せ分) | 47 | 滋賀県の基準の所得制限を拡大し助成 | なし | | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 重度心身障害者(児) | 47 | 身体障害者手帳所持者で身体障害者3級のもの | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 母子家庭等(県の事業の上乗せ分) | 49 | 滋賀県の基準の所得制限を拡大し助成 | なし | | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 精神障害者(児) | 70 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり | 助成対象外 | なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|------|------------|----|--|---|--|-------|----------------------------|-----------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 高島市 | 乳幼児 | 40 | 未就学児(6歳未満) | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年4月診療分 ※1 |
| | | 子ども | 40 | 小・中学生(15歳未満) | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 重度心身障害者(児) | 41 | 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小・中学生を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小・中学生を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年4月診療分 ※1 |
| | | 65～74歳老人 | 42 | ・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *人工透析を受けている人、いわゆる血友病の治療を受けている人の入院時一部負担金相当額は1月につき10,000円(上位所得者20,000円)を限度とする。 | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 母子家庭 | 43 | 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小・中学生を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小・中学生を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 父子家庭 | 44 | 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり | | | | | |
| | | ひとり暮らし寡婦 | 45 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---|------|------------|----|--|---|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 高島市 | ひとり暮らし高齢寡婦 | 46 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *人工透析を受けている人、いわゆる血友病の治療を受けている人の入院時一部負担金相当額は1月につき10,000円(上位所得者20,000円)を限度とする。 | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 精神障害者(児) | 70 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり | 助成対象外 | なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。 | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---|------|------------|----|---|--|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 米原市 | 乳幼児 | 40 | 未就学児(6歳未満) | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 児童・生徒 | 40 | 小学生から中学生まで(15歳未満) | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 重度心身障害者(児) | 41 | 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6~15歳の対象の方は自己負担なし | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6~15歳の対象の方は自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 65~74歳老人 | 42 | ・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう | 【65~69歳】 定率2割 【70~74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *人工透析を受けている人、いわゆる血友病の治療を受けている人の入院時一部負担金相当額は1月につき10,000円(上位所得者20,000円)を限度とする。 | 【65~69歳】 定率2割 【70~74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。 | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|------|----------------|----|---|---|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 米原市 | 母子家庭 | 43 | 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～15歳の対象の方は自己負担なし | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～15歳の対象の方は自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 父子家庭 | 44 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | ひとり暮らし寡婦 | 45 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円(多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *人工透析を受けている人、いわゆる血友病の治療を受けている人の入院時一部負担金相当額は1月につき10,000円(上位所得者20,000円)を限度とする。 | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円(年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | ひとり暮らし高齢寡婦 | 46 | 次のいずれにも該当するもの (1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること (2)ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること (3)65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円(多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *人工透析を受けている人、いわゆる血友病の治療を受けている人の入院時一部負担金相当額は1月につき10,000円(上位所得者20,000円)を限度とする。 | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円(年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 重度心身障害者(児)3級拡大 | 47 | *身体障害者手帳所持者 身体障害3級のもの | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～15歳の対象の方は自己負担なし | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～15歳の対象の方は自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 精神障害者(児) | 70 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり | 助成対象外 | なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---|------|------------|----|--|---|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 日野町 | 乳幼児 | 40 | 未就学児(6歳未満) | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 小中学生 | 40 | 小学生、中学生 | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 重度心身障害者(児) | 41 | 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小中学生はなし(自己負担金を町が負担) | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小中学生はなし(自己負担金を町が負担) | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 65～74歳老人 | 42 | ・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 ※限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 ※各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 ※高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 ※限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 ※各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 母子家庭 | 43 | 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小中学生はなし(自己負担金を町が負担) | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小中学生はなし(自己負担金を町が負担) | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 父子家庭 | 44 | 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | ひとり暮らし寡婦 | 45 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。 | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---|------|-----------------------|----|---|--|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 日野町 | ひとり暮らし高齢寡婦 | 46 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 重度心身障害者(児)(県の事業の上乗せ分) | 47 | 1. 身体障害3～6級のもの 2. 知的障害中度、軽度のもの 3. 精神障害1～3級のもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 母子家庭・父子家庭(県の上乗せ分) | 49 | 次のいずれかに該当する者が18歳以上20歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 精神障害者(児) | 70 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり | 助成対象外 | なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。 | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|------|------------|----|--|---|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 竜王町 | 乳幼児 | 40 | 未就学児(6歳未満) | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 子ども医療 | 40 | 小学校1年生～中学校3年生(15歳到達後最初の3月末日まで) | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 重度心身障害者(児) | 41 | 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度(B1)のもの 2. 知的障害重度のもの(A1・A2) 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療該当者は自己負担なし | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療該当者は自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 65～74歳老人 | 42 | ・「低所得老人」 市町村民税を課せられていない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 母子家庭 | 43 | 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療該当者は自己負担なし | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療該当者は自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 父子家庭 | 44 | 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | ひとり暮らし寡婦 | 45 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---|------|------------|----|--|--|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 竜王町 | ひとり暮らし高齢寡婦 | 46 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 心身障害者(児) | 47 | 1. 身体障害者手帳4・5・6級所持者 2. 知的障害中度、軽度のもの(B1・B2) 3. 精神障害の程度が1・2・3級に該当する者 *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *対象者3に該当する者のうち、法別番号70の条件に該当するレセプトおよび調剤レセプトについては助成を行わない。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 精神障害者(児) | 70 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり | 助成対象外 | なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。 | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|------|------------|----|---|---|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 愛荘町 | 乳幼児 | 40 | 未就学児(6歳未満) | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | あんしん子育て | 40 | 小学校～中学校(15歳到達後の3月31日まで) | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 重度心身障害者(児) | 41 | 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *あんしん子育て医療対象年齢の者は自己負担なし | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *あんしん子育て医療対象年齢の者は自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | 愛荘町 | 重度心身障害者(児) | 47 | ・身体障害者手帳所持者 身体障害3級 | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *あんしん子育て医療対象年齢の者は自己負担なし | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *あんしん子育て医療対象年齢の者は自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 65～74歳老人 | 42 | ・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *「高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例」に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 母子家庭 | 43 | 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *あんしん子育て医療対象年齢の者は自己負担なし(子のみ) | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *あんしん子育て医療対象年齢の者は自己負担なし(子のみ) | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | 父子家庭 | 44 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---|------|------------|----|--|--|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 愛荘町 | ひとり暮らし寡婦 | 45 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | ひとり暮らし高齢寡婦 | 46 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 57,600円(多数回該当 44,400円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *「高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例」に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 18,000円(年間14.4万円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 精神障害者(児) | 70 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり | 助成対象外 | なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。 | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---|------|-------------|----|---|---|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 豊郷町 | 乳幼児 | 40 | 未就学児(6歳未満) | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 子育て応援医療(町単) | 40 | 小学生～高校生世代 | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 重度心身障害者(児) | 41 | 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害最重度、重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 65～74歳老人 | 42 | ・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 母子家庭 | 43 | 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) ※低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 ※調剤レセプトには適用しない ※低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 父子家庭 | 44 | 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり | | | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | ひとり暮らし寡婦 | 45 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。 | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 | | |
|------|---|----------------|----|--|--|---|-------|----------------------------|---------------------|--|--|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | | | |
| 滋賀県 | 豊郷町 | ひとり暮らし高齢寡婦 | 46 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 | | |
| | | 重度心身障害者(児)(町単) | 47 | 1. 身体障害手帳3級のもの 2. 知的障害B1、B2のもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | | | |
| | | 精神障害者(児) | 70 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり | 助成対象外 | なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | | | |
| | 甲良町 | 乳幼児 | 40 | 未就学児(6歳未満) | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | | | |
| | | 小中学生 | 40 | 義務教育期間を対象 | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | | | |
| | | 重度心身障害者(児) | 41 | 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | | | |
| | ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。 | | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---|------|----------|----|---|--|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 甲良町 | 65～74歳老人 | 42 | ・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *人工透析を受けている人、いわゆる血友病の治療を受けている人の入院時一部負担金相当額は1月につき10,000円(上位所得者20,000円)を限度とする。 | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 母子家庭 | 43 | 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 父子家庭 | 44 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。 | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---|------|------------|----|--|---|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 甲良町 | ひとり暮らし高齢寡婦 | 46 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *人工透析を受けている人、いわゆる血友病の治療を受けている人の入院時一部負担金相当額は1月につき10,000円(上位所得者20,000円)を限度とする。 | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 重度心身障害者(児) | 47 | 身体障害者手帳所持者 身体障害3級のもの | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 精神障害者(児) | 70 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり | 助成対象外 | なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成 *自立支援医療費(精神通院医療)の適用がある医療費について生じる高齢者の医療確保に関する法律の規定による一部負担金から、自立支援医療費を控除した額 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。 | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---|------|-------------|----|---|---|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 多賀町 | 乳幼児 | 40 | 未就学児(6歳未満) | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | 子育て応援医療 | 40 | 町内在住の小・中学生 | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 子育て応援医療(重心) | 41 | 町内在住の小・中学生 | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 子育て応援医療(母子) | 43 | 町内在住の小・中学生 | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 子育て応援医療(父子) | 44 | 町内在住の小・中学生 | | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 重度心身障害者(児) | 41 | 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 重度心身障害者(3級) | 47 | ・身体障害者手帳所持者 身体障害3級 | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。 | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---|------|----------|----|--|---|--|-------|----------------------------|--------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 多賀町 | 65～74歳老人 | 42 | <p>・「低所得老人」市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう</p> | <p>【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)</p> | <p>【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。</p> | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年4月診療分 ※1 |
| | | 母子家庭 | 43 | <p>次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの | <p>1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く</p> | <p>レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く</p> | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 父子家庭 | 44 | <ol style="list-style-type: none"> 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの <p>*所得制限あり</p> | | | | | |
| ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。 | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---|------|------------|----|--|--|---|-------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 多賀町 | ひとり暮らし寡婦 | 45 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 4月診療分 ※1 |
| | | ひとり暮らし高齢寡婦 | 46 | 次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 ※限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 57,600円(多数回該当 44,400円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円) | 【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 18,000円(年間14.4万円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 精神障害者(児) | 70 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり | 助成対象外 | なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成 | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。 | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|--|--------|------------|----|--|--|--|----------------------------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 湖南市 | 小中学生 | 40 | 小中学生(6歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者) | なし | | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和3年 9月診療分 ※2 |
| | | 重度心身障害者(児) | 41 | 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの ※所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および小中学生を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および小中学生を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 母子家庭 | 43 | 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および小中学生を除く | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および小中学生を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | |
| | | 父子家庭 | 44 | 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの ※所得制限あり | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および小中学生を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | | |
| | 長浜市 | 子ども医療 | 40 | *義務教育期間の子ども(6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで) | なし | | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和4年 10月診療分 |
| | 草津市(*) | 子ども医療 | 40 | *令和3年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(小学1年生から小学3年生→小学1年生から小学6年生に拡大) *6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から12歳に達する日以降の最初の3月31日の間にある者 | なし | レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和4年 10月診療分 |
| ※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。 | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|--------|------------|----|--|--------------------------------|---------------------------------|-------|----------------------------|------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 草津市(*) | 重度心身障害者(児) | 41 | <p>*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、除外する対象者を拡大(小学1年生から小学3年生→小学1年生から小学6年生に拡大)</p> <p>1.身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級の者 (2)身体障害3級かつ知的障害中度の者 2.知的障害重度のもの 3.特別児童扶養手当支給対象自児童で1級の者 4.市町村民税課税対象世帯に属する者で小学1年生～6年生でない者 *所得制限有 *法別41 100番台</p> | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) | レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和4年10月診療分 |
| | 草津市(*) | | | <p>*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大(小学3年生→小学6年生に拡大)</p> <p>1.身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2.知的障害重度のもの 3.特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの 4.市町村民税課税対象世帯に属する者で小学1年生～6年生 *所得制限あり *法別41 300番台(市独自分)</p> | なし | レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和4年10月診療分 |
| | 草津市(*) | 母子家庭 | 43 | <p>*令和3年4月診療分から受託している母子家庭医療について、除外する対象者を拡大(小学1年生から小学3年生→小学1年生から小学6年生に拡大)</p> <p>次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭に属する者 1.配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2.離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3.配偶者の生死が明らかでないもの 4.配偶者から遺棄されているもの 5.配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6.配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7.配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8.婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの 9.市町村民税課税対象世帯に属する者で小学1年生～6年生でない者 *所得制限あり *法別43 100番台</p> | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) | レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和4年10月診療分 |
| | 草津市(*) | | | <p>*令和3年4月診療分から受託している母子家庭医療について、対象者を拡大(小学1年生から小学3年生→小学1年生から小学6年生に拡大)</p> <p>次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭に属する者 1.配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2.離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3.配偶者の生死が明らかでないもの 4.配偶者から遺棄されているもの 5.配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6.配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7.配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8.婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの 9.市町村民税課税対象世帯に属する者で小学1年生～6年生 *所得制限あり 法別43 300番台(市独自分)</p> | なし | レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和4年10月診療分 |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|------------|------------|----|--|--------------------------------|---------------------------------|-------|----------------------------|----------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 草津市 (*) | 父子家庭 | 44 | *令和3年4月診療分から受託している父子家庭医療について、除外する対象者を拡大 (小学1年生から小学3年生一小学1年生から小学6年生に拡大) 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭に属する者 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの 9. 市町村民税課税対象世帯に属する者で小学1年生～6年生でない者 *所得制限あり 法別44 100番台 | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) | レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和4年 10月診療分 |
| | 草津市 (*) | | | *令和3年4月診療分から受託している父子家庭医療について、対象者を拡大 (小学1年生から小学3年生一小学1年生から小学6年生に拡大) 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭に属する者 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの 9. 市町村民税課税対象世帯に属する者で小学1年生～6年生 *所得制限あり 法別44 300番台(市独自分) | なし | レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和4年 10月診療分 |
| | 草津市 (*) | 重度心身障害者(児) | 47 | *令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、除外する対象者を拡大 (小学1年生から小学3年生一小学1年生から小学6年生に拡大) 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1～3級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害軽度から最重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの 4. 市町村民税課税対象世帯に属する者で小学1年生～6年生でない者 *所得制限なし *法別番号41に該当する者を除く 法別47 300番台 | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) | レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和4年 10月診療分 |
| | 草津市 (*) | | | *令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、対象者を拡大 (小学1年生から小学3年生一小学1年生から小学6年生に拡大) 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1～3級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害軽度から最重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの 4. 市町村民税課税対象世帯に属する者で小学1年生～6年生 *所得制限なし *法別番号41に該当する者を除く 法別47 400番台 | なし | レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和4年 10月診療分 |

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|------------|------|----|--|---|---------------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 守山市 (*) | 子ども | 40 | *令和3年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学1年生から小学3年生→小学1年生から小学6年生に拡大) | なし | レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和4年 10月診療分 |
| | | 母子家庭 | 43 | *令和3年4月診療分から受託している母子及び父子家庭医療について、対象年齢を拡大 (小学3年生→小学6年生) 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり *43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から6年生までの者 | 【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【本人が市独自の自己負担金判定表の額を超える場合】 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えないまたは同額で、本人または扶養義務者が課税の場合】 なし *自己負担分を市が助成。 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から6年生までの場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和4年 10月診療分 | |
| | | 父子家庭 | 44 | *令和3年4月診療分から受託している父子家庭医療について、対象年齢を拡大 (小学3年生→小学6年生) 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり *43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から6年生までの者 | 【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【本人が市独自の自己負担金判定表の額を超える場合】 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えないまたは同額で、本人または扶養義務者が課税の場合】 なし *自己負担分を市が助成。 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から6年生までの場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和4年 10月診療分 | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|--|------------|-------|----|--|---|---|----------------------------|----------------------------|------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 守山市 (*) | 母子家庭等 | 49 | <p>*令和3年4月診療分から受託している母子及び父子家庭医療について、対象年齢を拡大(小学3年生→小学6年生) 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの <p>*所得制限あり *43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から6年生までの者 *本人・配偶者・扶養義務者の所得制限判定が県基準を超過しているが、本人の所得が市基準以内の場合の者</p> | <p>【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えない、または同額の場合】なし 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超える場合】 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から6年生までの者の場合】なし</p> | <p>【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えない、または同額の場合】なし 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超える場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から6年生までの者の場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない</p> | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和4年10月診療分 |
| | | | | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和4年10月診療分 | | | |
| | 栗東市 (*) | 子ども | 40 | <p>*令和3年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(小学1年生から小学3年生→小学1年生から小学6年生に拡大) 小学校1年生から小学校6年生まで(6歳到達後の最初の4月1日から12歳到達後の最初の3月31日まで)</p> | なし | レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和4年10月診療分 |
| <p>*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、入院自己負担除外対象者を拡大(小学1年生～小学3年生→小学1年生～小学6年生に拡大)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの <p>*所得制限あり</p> | | | | <p>1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) ※低所得者および小学校1年生～小学校6年生を除く</p> | <p>レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない ※低所得者を除く</p> | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和4年10月診療分 | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 | |
|------|--------------|------------|----|--|--|---|-------|----------------------------|------------|--|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | | |
| 滋賀県 | 栗東市 (*) | 母子家庭 | 43 | *令和3年4月診療分から受託している母子家庭医療について、入院自己負担除外対象者を拡大(小学1年生～小学3年生→小学1年生～小学6年生に拡大) 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) ※低所得者および小学校1年生～小学校6年生を除く | レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない ※低所得者を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和4年10月診療分 | |
| | | 父子家庭 | 44 | *令和3年4月診療分から受託している父子家庭医療について、入院自己負担除外対象者を拡大(小学1年生～小学3年生→小学1年生～小学6年生に拡大) 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) ※低所得者および小学校1年生～小学校6年生を除く | レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない ※低所得者を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和4年10月診療分 | |
| | | 心身障害者(児) | 47 | *令和3年4月診療分から受託している心身障害者(児)医療について、入院自己負担除外対象者を拡大(小学1年生～小学3年生→小学1年生～小学6年生に拡大) 1. 身体障害者手帳3級所持者 2. 知的障害中度のもの *所得制限あり *居住要件あり | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) ※低所得者および小学校1年生～小学校6年生を除く | レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない ※低所得者を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和4年10月診療分 | |
| | 野洲市 (*) | 子ども医療 | 40 | *令和3年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(小学1年生から小学3年生→小学1年生から小学6年生に拡大) 小学校1年生から小学6年生 | なし | レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和4年10月診療分 | |
| | 甲賀市 (*) | 子育て応援医療 | 40 | *令和3年4月診療分から受託している子育て応援医療について、対象年齢を拡大(小学1年生から小学6年生→小学1年生から中学3年生に拡大) 小学校1年生から中学3年生年度末(15歳到達後の最初の3月31日)まで | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和4年10月診療分 | |
| | 甲良町 (*) | 小中学生・高校生世代 | 40 | *令和3年4月診療分から受託している小中学生医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(小中学生医療→小中学生・高校生世代医療) (義務教育機関を対象→小学1年生から高校生世代に拡大) 小学1年生から高校生世代(18歳到達以後の3月31日)まで | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和4年10月診療分 | |
| | 甲賀市 | 中学生通院医療 | 40 | *令和3年4月診療分から受託している中学生通院医療について、実施機関番号「40.25.911.1」の取扱いは令和4年9月30日まで | | | | 令和4年9月診療分までの取扱い | | |
| | 彦根市 (*) | 子ども医療 | 40 | *令和3年4月診療分から受託している子ども医療について、小学3年生まで→小学6年生までに拡大 小学校(1年生から小学校6年生までの児童(12歳到達後最初の3月31日までの子ども)) | なし | | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和5年4月診療分 | |
| | 近江八幡市 (*) | 子ども医療 | 40 | *令和3年4月診療分から受託している子ども医療について、15歳まで→18歳までに拡大 小学1年生から18歳到達後最初の3月31日まで(高校生世代まで) | 対象外(償還払) | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和5年4月診療分 | |
| | 草津市 (*) | 子ども医療 | 40 | *令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(小学1年生から小学6年生→小中学生および高校生等に拡大) ・6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日の間にある者 | なし | レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和5年10月診療分 | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|------------|------------|----|---|--------------------------------|---------------------------------|-------|----------------------------|----------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 草津市 (*) | 重度心身障害者(児) | 41 | *令和4年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者(児)医療について、除外する対象者を拡大(小学1年生から小学6年生→小中学生および高校生等に拡大) 1.身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級の者 (2)身体障害3級かつ知的障害中度の者 2.知的障害重度のもの 3.特別児童扶養手当支給対象児で1級の者 4.市町村民税課税対象世帯に属する者で小中学生および高校生等でない者 *所得制限有 *法別41 100番台 | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) | レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和5年 10月診療分 |
| | 草津市 (*) | 重度心身障害者(児) | 41 | *令和4年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象者を拡大(小学6年生→小中学生および高校生等に拡大) 1.身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2.知的障害重度のもの 3.特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの 4.市町村民税課税対象世帯に属する者で小中学生および高校生等 *所得制限あり *法別41 300番台(市独自) | なし | レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和5年 10月診療分 |
| | 草津市 (*) | 母子家庭 | 43 | *令和4年10月診療分から助成内容を変更した母子家庭医療について、除外する対象者を拡大(小学1年生から小学6年生→小中学生及び高校生等に拡大) 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭に属する者 1.配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2.離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3.配偶者の生死が明らかでないもの 4.配偶者から遺棄されているもの 5.配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6.配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7.配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8.婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの 9.市町村民税課税対象世帯に属する者で小中学生及び高校生等でない者 *所得制限あり *法別43 100番台 | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) | レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和5年 10月診療分 |
| | 草津市 (*) | 母子家庭 | 43 | *令和4年10月診療分から助成内容を変更した母子家庭医療について、対象者を拡大(小学1年生から小学6年生→小中学生及び高校生等に拡大) 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭に属する者 1.配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2.離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3.配偶者の生死が明らかでないもの 4.配偶者から遺棄されているもの 5.配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6.配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7.配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8.婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの 9.市町村民税課税対象世帯に属する者で小中学生及び高校生等 *所得制限あり 法別43 300番台(市独自) | なし | レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和5年 10月診療分 |
| | 草津市 (*) | 父子家庭 | 44 | *令和4年10月診療分から助成内容を変更した父子家庭医療について、除外する対象者を拡大(小学1年生から小学6年生→小中学生及び高校生等に拡大) 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭に属する者 1.配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2.離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3.配偶者の生死が明らかでないもの 4.配偶者から遺棄されているもの 5.配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6.配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7.配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8.婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの 9.市町村民税課税対象世帯に属する者で小中学生及び高校生等でない者 *所得制限あり 法別44 100番台 | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) | レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和5年 10月診療分 |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|------------|------------|----|--|---|---|-------|----------------------------|------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 草津市 (*) | 父子家庭 | 44 | *令和4年10月診療分から助成内容を変更した父子家庭医療について、対象者を拡大(小学1年生から小学6年生一小学生及び高校生等に拡大) 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭に属する者 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの 9. 市町村民税課税対象世帯に属する者で小中学生及び高校生等 *所得制限あり 法別44 300番台(市独自分) | なし | レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和5年10月診療分 |
| | 草津市 (*) | 重度心身障害者(児) | 47 | *令和4年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者(児)医療について、除外する対象者を拡大(小学1年生から小学6年生一小学生及び高校生等に拡大) 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1～3級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害軽度から最重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの 4. 市町村民税課税対象世帯に属する者で小中学生及び高校生等でない者 *所得制限なし *法別番号41 100番台に該当する者を除く 法別47 300番台 | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) | レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和5年10月診療分 |
| | 草津市 (*) | 重度心身障害者(児) | 47 | *令和4年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者(児)医療について、対象者を拡大(小学1年生から小学6年生一小学生及び高校生等に拡大) 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1～3級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害軽度から最重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの 4. 市町村民税課税対象世帯に属する者で小中学生及び高校生等 *所得制限なし *法別番号41 300番台に該当する者を除く 法別47 400番台 | なし | レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等 | 令和5年10月診療分 |
| | 大津市 (*) | 子ども | 40 | *令和3年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(小学校1年生から小学校6年生→小学校1年生から中学校3年生に拡大) ・15歳に達する日以後最初の3月31日を経過していない者 | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) | レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和5年10月診療分 |
| | 野洲市 (*) | 子ども医療 | 40 | *令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(小学1年生から小学6年生→小学1年生から中学3年生に拡大) 小学1年生から中学3年生 ・6歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 | なし | レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和5年10月診療分 |
| | 米原市 (*) | 児童・生徒等 | 40 | *令和3年4月診療分から受託している児童・生徒医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(制度名:「児童・生徒」→「児童・生徒等」に変更) (小学1年生から中学生まで(15歳未満)→小学校1年生から高校3年生世代(18歳年度末)に拡大) ・6歳に達した日以後の最初の3月31日を経過している者で、18歳に達した日以後の最初の3月31日を経過していない者 | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和5年10月診療分 |
| | 米原市 (*) | 重度心身障害者(児) | 41 | *令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、対象者を拡大(義務教育期間一小学校1年生から高校3年生世代(18歳年度末)に拡大) 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～18歳の対象の方は自己負担なし | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～18歳の対象の方は自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和5年10月診療分 |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|--------|--------|----------------|--|--|---|---|----------------------------|----------------------------|------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 米原市(*) | 母子家庭 | 43 | *令和3年4月診療分から受託している母子家庭医療及び父子家庭医療について、対象者を拡大(義務教育期間→小学校1年生から高校3年生世代(18歳年度末)に拡大) 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6~18歳の対象の方は自己負担なし | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6~18歳の対象の方は自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和5年10月診療分 |
| | 米原市(*) | 父子家庭 | 44 | *令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)3級拡大医療について、対象者を拡大(義務教育期間→小学校1年生から高校3年生世代(18歳年度末)に拡大) *身体障害者手帳所持者 身体障害3級のもの | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6~18歳の対象の方は自己負担なし | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6~18歳の対象の方は自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和5年10月診療分 |
| | 米原市(*) | 重度心身障害者(児)3級拡大 | 47 | *令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)3級拡大医療について、対象者を拡大(義務教育期間→小学校1年生から高校3年生世代(18歳年度末)に拡大) *身体障害者手帳所持者 身体障害3級のもの | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6~18歳の対象の方は自己負担なし | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6~18歳の対象の方は自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和5年10月診療分 |
| | 守山市(*) | 子ども | 40 | *令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(小学6年生まで→中学3年生までに拡大) (15歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者) | なし | レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和5年10月診療分 |
| | 守山市(*) | 母子家庭 | 43 | *令和4年10月診療分から助成内容を変更した母子及び父子家庭医療について、対象年齢を拡大(小学6年生→中学3年生) 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり *43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から中学3年生までの者 | 【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【本人が市独自の自己負担金判定表の額を超える場合】 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超える場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超える場合】 なし *自己負担分を市が助成。 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から中学3年生までの場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない | 【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【本人が市独自の自己負担金判定表の額を超える場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超える場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超える場合】 なし *自己負担分を市が助成。 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から中学3年生までの場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和5年10月診療分 |
| 守山市(*) | 父子家庭 | 44 | *令和4年10月診療分から助成内容を変更した母子及び父子家庭医療について、対象年齢を拡大(小学6年生→中学3年生) 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり *43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から中学3年生までの者 | 【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【本人が市独自の自己負担金判定表の額を超える場合】 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超える場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超える場合】 なし *自己負担分を市が助成。 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から中学3年生までの場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない | 【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【本人が市独自の自己負担金判定表の額を超える場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超える場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超える場合】 なし *自己負担分を市が助成。 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から中学3年生までの場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和5年10月診療分 | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|--------|--------------|----|--|---|---|-------|----------------------------|------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 守山市(*) | 母子家庭等 | 49 | <p>*令和4年10月診療分から助成内容を変更した母子及び父子家庭医療について、対象年齢を拡大(小学6年生→中学3年生) 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの <p>*所得制限あり *43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から中学3年生までの者 *本人・配偶者・扶養義務者の所得制限判定が県基準を超過しているが、本人の所得が市基準以内の場合の者</p> | <p>【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えない、または同額の場合】なし 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超える場合】 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から中学3年生までの者の場合】なし</p> | <p>【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えない、または同額の場合】なし 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超える場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から中学3年生までの者の場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない</p> | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和5年10月診療分 |
| | 大津市 | 子ども医療(高校生世代) | 40 | <p>高校生世代(義務教育終了翌日から18歳に到達する年度の末日まで) 法別40、実施機関番号100番台</p> | <p>1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算)</p> | <p>レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない</p> | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 大津市(*) | 重度障害者(児) | 41 | <p>*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)精神障害1級のもの (3)精神障害2級かつ身体障害3級の20歳以上のもの (4)精神障害2級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 身体障害3級かつ知的障害中度のもの 4. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの <p>*所得制限あり</p> | <p>1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) 市民税非課税世帯はなし</p> | <p>レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *市民税非課税世帯はなし</p> | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 大津市(*) | 重度障害者(児) | 47 | <p>*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)精神障害1級のもの (3)精神障害2級かつ身体障害3級の20歳以上のもの (4)精神障害2級かつ知的障害中度のもの (5)身体障害3級の20歳未満のもの (6)身体障害4級かつ知的障害軽度で6歳年度末経過後20歳未満のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 知的障害中度のもの 4. 身体障害3級かつ知的障害中度のもの 5. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの <p>*所得制限あり</p> | <p>1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) 市民税非課税世帯はなし</p> | <p>レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *市民税非課税世帯はなし</p> | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|--------|--------------|----|--|------|-----|-------|----------------------------|-----------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 彦根市 | 子ども医療(高校生世代) | 40 | 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者 法別40、実施機関番号200番台 | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 彦根市(*) | 子ども | 40 | *令和3年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象者の文言を変更(制度名:「乳幼児」→「子ども」に変更) (未就学児(6歳未満)→出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者) 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者 法別40 実施機関番号500番台 | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 彦根市(*) | 子ども医療 | 40 | *令和5年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象者を拡大(小学校1年生から小学校6年生までの児童(12歳到達最初の3月31日までの子ども)→6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) 6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 法別40 実施機関番号900番台 | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 長浜市 | 子ども医療(高校生世代) | 40 | 高校生世代(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 法別40、実施機関番号200番台 | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|------------|--------------|----|--|---|---|-------|----------------------------|---------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 長浜市 (*) | 子ども医療 | 40 | *令和4年10月診療分から受託している子ども医療について、対象者の文言を変更 (義務教育期間の子ども(6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)→小学生・中学生世代(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)) 小学生・中学生世代(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年 4月診療分 |
| | 長浜市 (*) | 重度しょうがい者 | 41 | *令和3年4月診療分から受託している重度心身しょうがい者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大 (制度名:「重度心身しょうがい者(児)→「重度しょうがい者」に変更) (「精神保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害者手帳所持者で1・2級の者 2. 療育手帳重度(A)の者 3. 特別児童扶養手当1級に該当する者 4. 精神障害者保健福祉手帳1級の者 5. 療養手帳中度(B1)、精神障害者保健福祉手帳2級、身体障害者手帳3級のうち、いずれか2点該当する者 *所得制限あり(低所得者:市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持するもの)) | 【県】 (低所得者) 自己負担なし 【県+市】 *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持するもの))以外1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) 【市】 上記負担額を市が負担するため自己負担なし | 【県】 (低所得者) 自己負担なし 【県+市】 *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持するもの))以外1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *調剤レセプトには適用しない 【市】 上記負担額を市が負担するため自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年 4月診療分 |
| | 長浜市 (*) | 市 重度しょうがい者 | 47 | *令和3年4月診療分から受託している重度心身しょうがい者医療について、制度名を変更 (制度名:「重度心身しょうがい者→「市 重度しょうがい者」に変更) ・身体障害者手帳所持者で3・4級の者 ただし、4級は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第1項第2号に定める被保険者に該当する程度の者 *法別番号41の対象者を除く *所得制限あり(低所得者:市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持するもの)) | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年 4月診療分 |
| | 近江八幡市 | 子ども医療(高校生世代) | 40 | 令和5年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を変更し、高校生世代に係る実施機関番号を新たに設定 15歳到達後最初の4月1日から18歳到達後最初の3月31日まで 法別40、実施機関番号200番台 | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年 4月診療分 |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|-------|----------|----|--|---|--|-------|----------------------------|-----------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 近江八幡市 | 重度障害者(児) | 41 | <p>*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大し、入院の自己負担を変更したことに伴い、実施機関番号を新たに設定 (制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神障害者保健福祉手帳所持者で1級のもの」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級のもの」を追加拡大し項番を変更) (入院の自己負担に「子ども医療助成の併用者は自己負担なし」を追加)</p> <p>1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの 4. 精神障害者保健福祉手帳所持者 (1)精神障害の程度が1級に該当する者 (2)精神障害の程度が2級かつ身体障害3級のもの (3)精神障害の程度が2級かつ知的障害中程度のもの *所得制限あり</p> <p>法別41、実施機関番号200番台</p> | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 近江八幡市 | 母子家庭 | 43 | <p>*令和3年4月診療分から受託している母子家庭医療について、入院の自己負担を変更したことに伴い、実施機関番号を新たに設定 (入院の自己負担に「子ども医療費助成の併用者は自己負担なし」を追加) 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり</p> <p>法別43、実施機関番号200番台</p> | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 近江八幡市 | 父子家庭 | 44 | <p>*令和3年4月診療分から受託している父子家庭医療について、入院の自己負担を変更したことに伴い、実施機関番号を新たに設定 (入院の自己負担に「子ども医療費助成の併用者は自己負担なし」を追加) 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり</p> <p>法別44、実施機関番号200番台</p> | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|----------|--------------|----|---|---|--|-------|----------------------------|-------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 近江八幡市(*) | 子ども医療(小・中学生) | 40 | *令和5年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象者を変更し入院の自己負担を変更(「小学校1年生から18歳到達後最初の3月31日まで」→「小学校1年生から15歳到達後最初の3月31日まで(中学卒業まで)」に変更) (入院の自己負担:「対象外(償還払)」→「なし」に変更) 小学校1年生から15歳到達後最初の3月31日まで(中学卒業まで) 法別40、実施機関番号900番台 | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 近江八幡市(*) | 重度障害者(児) | 47 | *令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大し、入院の自己負担を変更 (制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神障害者保健福祉手帳所持者で1級のもの」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級のもの」を追加拡大し項番を変更) (入院の自己負担に「子ども医療費助成の併用者は自己負担なし」を追加) 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの 4. 精神障害者保健福祉手帳所持者 (1)精神障害の程度が1級に該当する者 (2)精神障害の程度が2級かつ身体障害3級のもの (3)精神障害の程度が2級かつ知的障害中程度のもの 法別47、実施機関番号400番台 | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 近江八幡市(*) | 障害者(児)(Y) | 47 | *令和3年4月診療分から受託している心身障害者(児)(Y)医療について、制度名を変更し、入院の自己負担を変更 (制度名:「心身障害者(児)(Y)」→「障害者(児)(Y)」に変更) (入院の自己負担に「子ども医療費助成の併用者は自己負担なし」を追加) 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害3級のもの (2)身体障害4級かつ知的障害中度のもの 2. 特別児童扶養手当支給対象児童で2級のもの 法別47、実施機関番号400番台 | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 近江八幡市(*) | 母子家庭 | 49 | *令和3年4月診療分から受託している母子家庭医療について、入院の自己負担を変更 (入院の自己負担に「子ども医療費助成の併用者は自己負担なし」を追加) 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限なし 法別49、実施機関番号400番台 | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分から |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|-------|------------|----|---|------|-----|-------|-----------------|--------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 近江八幡市 | 重度心身障害者(児) | 41 | 令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、実施機関番号「41.25.204.0」(負担金なし)の新設に伴い、実施機関番号「41.25.304.8」(負担金あり)の取扱いは令和6年3月31日まで | | | | 令和6年3月診療分までの取扱い | |
| | 近江八幡市 | 母子家庭 | 43 | 令和3年4月診療分から受託している母子家庭医療について、実施機関番号「43.25.204.8」(負担金なし)の新設に伴い、実施機関番号「43.25.304.6」(負担金あり)の取扱いは令和6年3月31日まで | | | | 令和6年3月診療分までの取扱い | |
| | 近江八幡市 | 父子家庭 | 44 | 令和3年4月診療分から受託している父子家庭医療について、実施機関番号「44.25.204.7」(負担金なし)の新設に伴い、実施機関番号「44.25.304.5」(負担金あり)の取扱いは令和6年3月31日まで | | | | 令和6年3月診療分までの取扱い | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---------|---------|--------------|----|---|---|--|-------|----------------------------|---------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 東近江市 | 子ども医療(高校生世代) | 40 | 高校生世代(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 法別40、実施機関番号100番台 | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年 4月診療分 |
| | 東近江市(*) | 子ども | 40 | *令和3年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更(制度名:「乳幼児」→「子ども」に変更) 未就学児(6歳未満) | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年 4月診療分 |
| | 東近江市(*) | 重度障害者(児) | 41 | *令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害者手帳所持者で1・2級の者 2. 知的障害重度のもの 3. 精神保健福祉手帳所持者で1級の者 4. 次の(1)から(3)までのうち2以上該当する者 (1)身体障害者手帳所持者で3級の者 (2)知的障害中度の者 (3)精神保健福祉手帳所持者で2級の者 5. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年 4月診療分 |
| 東近江市(*) | 障害者(児) | | 47 | *令和3年4月診療分から受託している心身障害者(児)医療について、制度名を変更(制度名:「心身障害者(児)」→「障害者(児)」に変更) 1. 身体障害者手帳所持者で3・4級の者 2. 知的障害中軽度の者 *所得制限あり | 助成対象外 | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年 4月診療分 |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|--------|--------------|----|---|--------------------------------|---------------------------------|-------|----------------------------|-----------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 草津市 | 子ども医療(高校生世代) | 40 | 令和5年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を変更し、高校生世代に係る実施機関番号を新たに設定 高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者) 法別40、実施機関番号400番台 | なし | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 草津市(*) | 子ども医療 | 40 | *令和5年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を変更 (「小中学生および高校生等」→「小中学生」に変更) ・6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者 法別40、実施機関番号900番台 | なし | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 草津市(*) | 障害者(児) | 41 | *令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大 (制度名:「重度心身障害者(児)」→「障害者(児)」に変更) (「精神障害者保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級の者 (2)身体障害3級かつ知的障害中度の者 2. 知的障害重度の者 3. 精神障害者保健福祉手帳所持者 (1)精神障害の程度が1級に該当する者 (2)精神障害の程度が2級に該当する者かつ身体障害3級の者 (3)精神障害の程度が2級に該当する者かつ知的障害中度の者 4. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級の者 *所得制限あり 法別番号41、実施機関番号0番台 | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 草津市(*) | 障害者(児) | 41 | *令和5年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大 (制度名:「重度心身障害者(児)」→「障害者(児)」に変更) (「精神障害者保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級の者 (2)身体障害3級かつ知的障害中度の者 2. 知的障害重度の者 3. 精神障害者保健福祉手帳所持者 (1)精神障害の程度が1級に該当する者 (2)精神障害の程度が2級に該当する者かつ身体障害3級の者 (3)精神障害の程度が2級に該当する者かつ知的障害中度の者 4. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級の者 5. 市町村民税課税対象世帯に属する者で小中学生及び高校生等でない者 *所得制限あり 法別番号41、実施機関番号100番台 | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|------------|--------|----|---|--------------------------------|---------------------------------|-------|----------------------------|---------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 草津市 (*) | 障害者(児) | 41 | <p>*令和5年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大 (制度名:「重度心身障害者(児)」→「障害者(児)」に変更) (「精神障害者保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更)</p> <p>1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級の者 (2)身体障害3級かつ知的障害中度の者 2. 知的障害重度の者 3. 精神障害者保健福祉手帳所持者 (1)精神障害の程度が1級に該当する者 (2)精神障害の程度が2級に該当する者かつ身体障害3級の者 (3)精神障害の程度が2級に該当する者かつ知的障害中度の者 4. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級の者 5. 市町村民税課税対象世帯に属する者で小中学生及び高校生等 *所得制限あり 法別番号41、実施機関番号300番台</p> | なし | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年 4月診療分 |
| | 草津市 (*) | 障害者(児) | 47 | <p>*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大 (制度名:「重度心身障害者(児)」→「障害者(児)」に変更) (「精神障害者保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更)</p> <p>1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害3級の者 2. 知的障害軽度から中度の者 3. 精神障害者保健福祉手帳所持者 (1)精神障害の程度が1級に該当する者 (2)精神障害の程度が2級に該当する者かつ身体障害3級の者 (3)精神障害の程度が2級に該当する者かつ知的障害中度の者 4. 市町村民税非課税対象世帯に属する者 *所得制限なし *法別番号41に該当する者を除く 法別番号47、実施機関番号0番台</p> | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年 4月診療分 |
| | 草津市 (*) | 障害者(児) | 47 | <p>*令和5年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大 (制度名:「重度心身障害者(児)」→「障害者(児)」に変更) (「精神障害者保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更)</p> <p>1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1～3級の者 (2)身体障害3級かつ知的障害中度の者 2. 知的障害軽度から最重度の者 3. 精神障害者保健福祉手帳所持者 (1)精神障害の程度が1級に該当する者 (2)精神障害の程度が2級に該当する者かつ身体障害3級の者 (3)精神障害の程度が2級に該当する者かつ知的障害中度の者 4. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級の者 5. 市町村民税課税対象世帯に属する者で小中学生及び高校生等でない者 *所得制限なし *法別番号41に該当する者を除く 法別番号47、実施機関番号300番台</p> | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年 4月診療分 |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|------------|--------------|----|---|---|--|-------|----------------------------|---------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 草津市 (*) | 障害者(児) | 47 | <p>*令和5年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大 (制度名:「重度心身障害者(児)」→「障害者(児)」に変更)</p> <p>(「精神障害者保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更)</p> <p>1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1～3級の者 (2)身体障害3級かつ知的障害中度の者 2. 知的障害軽度から重度の者 3. 精神障害者保健福祉手帳所持者 (1)精神障害の程度が1級に該当する者 (2)精神障害の程度が2級に該当する者かつ身体障害3級の者 (3)精神障害の程度が2級に該当する者かつ知的障害中度の者 4. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級の者 5. 市町村民税課税対象世帯に属する者で小中学生及び高校生等 *所得制限なし *法別番号41に該当する者を除く 法別番号47、実施機関番号400番台</p> | なし | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年 4月診療分 |
| | 守山市 | 子ども医療(高校生世代) | 40 | <p>15歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日の間にあるもの 法別40、実施機関番号100番台</p> | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年 4月診療分 |
| | 守山市 (*) | 重度障害者(児) | 41 | <p>*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大 (制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更)</p> <p>1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級または知的障害中度または精神障害2級のいずれか2以上に該当するもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの 4. 精神障害1級のもの *所得制限あり</p> | <p>【低所得者*1の場合】 なし 【低所得者*1を除く】 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *1 本人住民税非課税かつ配偶者または扶養義務者が課税の場合、自己負担分を市が助成</p> | <p>【低所得者*1の場合】 なし 【低所得者*1を除く】 レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *1 本人住民税非課税かつ配偶者または扶養義務者が課税の場合、自己負担分を市が助成</p> | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年 4月診療分 |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|------------|--------------|----|---|--|---|-------|----------------------------|---------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 守山市 (*) | 重度障害者(児) | 47 | <p>*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更)</p> <p>1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級または知的障害中度または精神障害2級のいずれか2以上に該当するもの (3)身体障害3級のもの 2. 知的障害重度または中度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1・2級のもの 4. 精神障害1級のもの *所得制限あり *本人・配偶者・扶養義務者の所得制限判定が県基準を超過しているが、本人の所得が市基準以内の場合の者</p> | <p>【本人住民税非課税の場合】 なし 【本人住民税課税の場合】 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算)</p> | <p>【本人住民税非課税の場合】 なし 【本人住民税課税の場合】 レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない</p> | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年 4月診療分 |
| | 栗東市 | 子ども医療(高校生世代) | 40 | <p>高校1年生から高校3年生まで(15歳到達後の最初4月1日から18歳到達後の最初の3月31日まで) *学校等への在学、就労、婚姻は問わない。 法別40、実施機関番号100番台</p> | <p>1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算)</p> | <p>レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない</p> | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年 4月診療分 |
| | 栗東市 (*) | 子ども | 40 | <p>*令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(小学校1年生から小学校6年生→小学校1年生から中学校3年生に拡大) 小学校1年生から中学校3年生まで(6歳到達後の最初の4月1日から15歳到達後の最初の3月31日まで) 法別40 実施機関番号900番台</p> | なし | <p>レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない</p> | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年 4月診療分 |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|------------|----------|----|--|--|--|-------|----------------------------|-----------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 栗東市 (*) | 重度障害者(児) | 41 | <p>*令和4年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者及び入院自己負担除外対象者を拡大 (小学校1年生から小学校6年生→小学校1年生から中学校3年生に拡大)</p> <p>(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神障害者保健福祉手帳所持者で1級のもの」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級」を追加拡大し項番を変更)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 身体障害者手帳所持者で1・2級のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 精神障害者保健福祉手帳1級のもの 4. 次の(1)から(3)までのうち2以上該当するもの (1)身体障害者手帳所持者で3級 (2)知的障害中度 (3)精神障害者保健福祉手帳所持者で2級 5. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの <p>*所得制限あり</p> | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))及び小学校1年生～中学校3年生を除く | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 栗東市 (*) | 母子家庭 | 43 | <p>*令和4年10月診療分から助成内容を変更した母子家庭医療について、入院自己負担除外対象者を拡大 (小学1年生から小学校6年生→小学校1年生から中学校3年生に拡大)</p> <p>次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの <p>*所得制限あり</p> | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))及び小学校1年生～中学校3年生を除く | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 栗東市 (*) | 父子家庭 | 44 | <p>*令和4年10月診療分から助成内容を変更した父子家庭医療について、入院自己負担除外対象者を拡大 (小学1年生から小学校6年生→小学校1年生から中学校3年生に拡大)</p> <p>次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの <p>*所得制限あり</p> | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))及び小学校1年生～中学校3年生を除く | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|------------|--------------|----|---|--|---|-------|----------------------------|---------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 栗東市 (*) | 障害者(児) | 47 | <p>*令和4年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者(児)医療について制度名を変更し、入院自己負担除外対象者を拡大 (小学校1年生から小学校6年生→小学校1年生から中学校3年生に拡大) *令和4年10月診療分から助成内容を変更した心身障害者(児)医療について、制度名を変更 (制度名:「重度心身障害者(児)」→「障害者(児)」に変更)</p> <p>1. 身体障害者手帳3級のもの 2. 知的障害者中程度のもの *所得制限あり *居住要件あり</p> | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))及び小学校1年生～中学校3年生を除く | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年 4月診療分 |
| | 野洲市 | 子ども医療(高校生世代) | 40 | <p>15歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 法別40、実施機関番号100番台</p> | 1日1,000円 上限月14,000円 | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年 4月診療分 |
| | 野洲市 (*) | 子ども医療 | 40 | <p>*令和3年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象者の文言を変更 (制度名:「乳幼児」→「子ども医療」に変更) (「未就学児(6歳未満)」→「出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までにいる者」に変更)</p> <p>・出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 法別40 実施機関番号500番台</p> | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年 4月診療分 |
| | 野洲市 (*) | 重度障害者(児) | 41 | <p>*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大 (制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神障害者保健福祉手帳所持者で1級」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級」を追加拡大し項番を変更)</p> <p>1. 身体障害者手帳所持者で1級、2級 2. 知的障害重度(A1、A2) 3. 精神障害者保健福祉手帳所持者で1級 4. 次の(1)から(3)までのうちいずれか2種所持 (1)身体障害者手帳所持者で3級 (2)知的障害中程度(B1) (3)精神障害者保健福祉手帳所持者で2級 5. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級 *所得制限あり</p> | <p>【県+市制度】 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) ただし、市が負担のため自己負担はなし 【県制度】 自己負担なし</p> | <p>【県+市制度】 レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない ただし、市が負担のため自己負担はなし 【県制度】 自己負担なし</p> | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年 4月診療分 |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|--------|--------------|----|---|---|--|-------|----------------------------|-----------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 野洲市(*) | 市・重度障害者(児) | 47 | *令和3年4月診療分から受託している市・重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更(制度名:「市・重度心身障害者(児)」→「市・重度障害者(児)」に変更) 1. 身体障害者手帳所持者であり、身体障害3級のもの 2. 県の所得制限額を超えるもの | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 湖南市 | 子ども医療(高校生世代) | 40 | 15歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者 法別40、実施機関番号200番台 | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 湖南市(*) | 重度障害者(児) | 41 | *令和3年9月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神障害者保健福祉手帳1級所持者」及び「精神障害者保健福祉手帳2級所持者」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害者手帳所持者で1級または2級所持者 2. 療育手帳A1又はA2所持者 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1所持者 4. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳2級かつ身体障害者手帳3級所持者 6. 精神障害者保健福祉手帳2級かつ療育手帳B1所持者 7. 特別児童扶養手当1級所持者 *所得制限あり | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 湖南市(*) | 重度障害者(児) | 47 | *令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更(制度名:「重度心身障害者(児)市単独事業」→「重度障害者(児)」に変更) ・身体障害者手帳3級又は療育手帳B所持者 *所得制限あり | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 甲賀市 | 子ども医療(高校生世代) | 40 | 15歳到達後、最初の4月1日から18歳到達後最初に迎える3月31日まで 法別40、実施機関番号200番台 | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|------------|-------------------------|----|--|--------------------------------|---------------------------------|-------|----------------------------|---------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 甲賀市 (*) | 重度障害者(児) | 41 | <p>*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更)</p> <p>1. 身体障害者手帳所持者 (1) 身体障害1・2級のもの (2) 身体障害3級かつ知的障害中程度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの 4. 精神障害者手帳所持者 (1) 精神障害1級のもの (2) 精神障害2級かつ知的障害中程度もしくは身体障害3級のもの *所得制限あり</p> | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年 4月診療分 |
| | 甲賀市 (*) | 重度障害者(児) (県の事業の上乗せ分) | 47 | <p>*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更(制度名:「重度心身障害者(児)(県の事業の上乗せ分)」→「重度障害者(児)(県の事業の上乗せ分)」に変更)</p> <p>滋賀県の基準の所得制限を拡大し助成</p> <p>法別47 実施機関番号0番台</p> | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年 4月診療分 |
| | 甲賀市 (*) | 重度障害者(児) | 47 | <p>*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更)</p> <p>身体障害者手帳所持者で身体障害者3級のみ所持するもの</p> <p>法別47 実施機関番号300番台</p> | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年 4月診療分 |
| | 高島市 | 子ども医療(高校生世代) | 40 | <p>15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していないもの</p> <p>法別40、実施機関番号200番台</p> | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年 4月診療分 |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|------------|--------------|----|---|--|---|-------|----------------------------|-----------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 高島市 (*) | 重度障害者(児) | 41 | <p>*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神障害1級のもの」及び「精神障害2級のうち2種所持のもの」を追加拡大し項番を変更)</p> <p>1. 身体障害1・2級のもの 2. 精神障害1級のもの 3. 身体障害3級、知的障害中度、精神障害2級のうち2種所持のもの 4. 知的障害重度のもの 5. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり</p> | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小・中学生を除く | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小・中学生を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 米原市 | 子ども医療(高校生世代) | 40 | <p>令和5年10月診療分から助成内容を変更した児童・生徒等医療について、対象年齢を変更し、高校生世代に係る実施機関番号を新たに設定 高校1年生から高校3年生世代(18歳年度末)まで(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者)</p> <p>法別40、実施機関番号200番台</p> | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 米原市 (*) | 小・中学生 | 40 | <p>*令和5年10月診療分から助成内容を変更した児童・生徒等医療について、制度名を変更し、対象年齢を変更(制度名:「児童・生徒等」→「小・中学生」に変更) (対象者:「小学校1年生から高校3年生世代(18歳年度末)」→「小学校1年生から中学校3年生(15歳年度末)まで」に変更)</p> <p>6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者)</p> <p>法別40 実施機関番号900番台</p> | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 米原市 (*) | 重度障害者(児) | 41 | <p>*令和5年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神障害者」を追加拡大し項番を変更)</p> <p>1. 障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級、知的障害中度または精神障害2級のうち2種該当のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象事1級のもの 4. 精神障害1級のもの *所得制限あり</p> <p>法別40 実施機関番号0番台、100番台</p> | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～18歳の対象者は自己負担なし | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～18歳の対象者は自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|--------|--------------|----|--|---|---|-------|----------------------------|-----------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 米原市(*) | 重度障害者(児)3級拡大 | 47 | <p>*令和5年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者(児)3級拡大医療について、制度名を変更(制度名:「重度心身障害者(児)3級拡大」→「重度障害者(児)3級拡大」に変更)</p> <p>・身体障害者手帳所持者 身体障害3級のもの</p> | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6~18歳の対象者は自己負担なし | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6~18歳の対象者は自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 日野町 | 子ども医療(高校生世代) | 40 | <p>高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者)</p> <p>法別40、実施機関番号200番台</p> | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 日野町(*) | 重度障害者(児) | 41 | <p>*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神障害者福祉手帳所持者で1級」及び「精神障害者福祉手帳所持者で2級」を追加拡大し項番を変更)</p> <p>1. 身体障害者手帳1級または2級 2. 療育手帳A1またはA2 3. 精神障害者福祉手帳1級 4. 身体障害者手帳3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級のうち2種類以上の該当者 5. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級</p> | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小中学生はなし(自己負担金を町が負担) | レセプト1件あたり500円 *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小中学生はなし(自己負担金を町が負担) | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 日野町(*) | 障害者(児)(町) | 47 | <p>*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更(制度名:「重度心身障害者(児)(県の事業の上乗せ分)」→「障害者(児)(町)」に変更)</p> <p>1. 身体障害者手帳3級または4級 2. 療育手帳B1 3. 精神障害者福祉手帳2級 *所得制限あり 4. 身体障害者手帳5級または6級 5. 療育手帳B2 6. 精神障害者福祉手帳3級 *非課税世帯のみ</p> | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|--------|--------------|----|---|---|---|-------|----------------------------|-----------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 竜王町 | 子ども医療(高校生世代) | 40 | 高校1年生世代から高校3年生世代(18歳年度末) 法別40、実施機関番号200番台 | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 竜王町(*) | 重度障害者(児) | 41 | *令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度(B1)のもの 2. 知的障害重度のもの(A1・A2) 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療該当者は自己負担なし | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療該当者は自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 竜王町(*) | 障害者(児) | 47 | *令和3年4月診療分から受託している心身障害者(児)医療について、制度名を変更(制度名:「心身障害者(児)」→「障害者(児)」に変更) 1. 身体障害者手帳4・5・6級所持者 2. 知的障害中度、軽度のもの(B1・B2) 3. 精神障害の程度が1・2・3級に該当する者 *所得制限あり | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *対象者3に該当する者のうち、法別番号70の条件に該当するレセプト及び調剤レセプトについては助成を行わない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 愛荘町 | 子ども医療(高校生世代) | 40 | 高校生世代(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 法別40、実施機関番号200番台 | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|--------|--------------|----|---|---|--|-------|----------------------------|-----------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 愛荘町(*) | 重度障害者(児) | 41 | <p>*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更)</p> <p>1. 身体障害者手帳所持者で1・2級の者 2. 知的障害重度の者 3. 精神保健福祉手帳所持者で1級の者 4. 次の(1)から(3)までのうち2以上該当する者 (1)身体障害手帳所持者で3級の者 (2)知的障害中度の者 (3)精神保健福祉手帳所持者で2級の者 5. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり</p> | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 愛荘町(*) | 重度障害者(3級) | 47 | <p>*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(3級)」に変更)</p> <p>・身体障害者手帳所持者 身体障害3級</p> | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 豊郷町 | 子ども医療(高校生世代) | 40 | <p>令和3年4月診療分から受託している子育て支援応援医療(町単)について、対象年齢を変更し、高校生世代に係る実施機関番号を新たに設定 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者</p> <p>法別40、実施機関番号200番台</p> | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 豊郷町(*) | 子ども(乳幼児) | 40 | <p>*令和3年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象者の文言を変更(制度名:「乳幼児」→「子ども(乳幼児)」に変更) (「未就学児(6歳未満)」→「出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者」)</p> <p>出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者</p> <p>法別40 実施機関番号500番台</p> | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|--------|---------------|----|---|---|--|-------|----------------------------|-----------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 豊郷町(*) | 子ども(小中学生)(町単) | 40 | <p>*令和3年4月診療分から受託している子育て応援医療(町単)医療について、制度名を変更し、対象年齢を変更 (制度名:「子育て応援医療(町単)」→「子ども(小中学生)(町単)」に変更) (「小学生～高校生世代」→「6歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者」)</p> <p>6歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者</p> <p>法別40 実施機関番号900番台</p> | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 豊郷町(*) | 重度障害者(児) | 41 | <p>*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大 (制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神障害者保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更)</p> <p>1. 身体障害で1級・2級のもの 2. 知的障害最重度、重度のもの 3. 精神障害1級のもの 4. 下記の(1)～(3)のうち2以上該当するもの (1)身体障害3級 (2)知的障害中度 (3)精神障害2級 5. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり</p> | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 豊郷町(*) | 重度障害者(児)(町単) | 47 | <p>*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)(町単)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大 (制度名:「重度心身障害者(児)(町単)」→「重度障害者(児)(町単)」に変更) (「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更)</p> <p>1. 身体障害者手帳3級のもの 2. 知的障害B1、B2のもの 3. 精神障害2級のもの *所得制限あり</p> | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|--------|--------------|----|--|---|---|-------|----------------------------|-----------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 甲良町 | 子ども医療(高校生世代) | 40 | 令和4年10月診療分から助成内容を変更した小中学生・高校生世代医療について、対象年齢を変更し、高校生世代に係る実施機関番号を新たに設定 高校1年生から高校3年生世代(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 法別40、実施機関番号200番台 | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 甲良町(*) | 小中学生 | 40 | *令和4年10月診療分から助成内容を変更した小中学生・高校生世代医療について、制度名を変更し、対象者を変更 (制度名:「小中学生・高校生世代」→「小中学生」に変更) (「小学1年生から高校3年生世代」→「小学1年生から中学校3年生」に変更) 小学校1年生から中学校3年生 | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 甲良町(*) | 重度障害者(児) | 41 | *令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大 (制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神障害者保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害者手帳所持者で1・2級の者 2. 知的障害重度のもの 3. 精神障害者保健福祉手帳所持者で1級の者 4. 次の(1)から(3)までのうち2以上該当する者 (1)身体障害者手帳所持者で3級の者 (2)知的障害中度の者 (3)精神障害者保健福祉手帳所持者で2級の者 5. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級の者 *所得制限あり | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びおよびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 甲良町(*) | 重度障害者(児) | 47 | *令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更 (制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害者手帳所持者で身体障害3級の者 2. 知的障害中程度の者 3. 精神障害者保健福祉手帳所持者で2級の者 | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びおよびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|--------|--------------|----|---|---|--|-------|----------------------------|-----------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 多賀町 | 子ども医療(高校生世代) | 40 | 高校生世代(15歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 法別40、実施機関番号200番台 | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 多賀町(*) | 子ども | 40 | *令和3年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更(制度名:「乳幼児」→「子ども」に変更) 未就学児(6歳未満) | なし | なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 多賀町(*) | 重度障害者(児) | 41 | *令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害者手帳所持者で1・2級の者 2. 知的障害重度のもの 3. 精神保健福祉手帳所持者で1級の者 4. 次の(1)から(3)までのうち2以上該当する者 (1) 身体障害手帳所持者で3級以上の者 (2) 知的障害中度の者 (3) 精神保健福祉手帳所持者で2級の者 5. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びおおよびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |
| | 多賀町(*) | 重度障害者(3級) | 47 | *令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(3級)医療について、制度名を変更(制度名:「重度心身障害者(3級)」→「重度障害者(3級)」に変更) ・身体障害者手帳所持者 身体障害3級 | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びおおよびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 | 令和6年4月診療分 |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---|------------|----------|----|--|---|---|-------|----------------------------------|-----------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 栗東市 (※) | 障害者(児) | 47 | <p>*令和6年4月診療分から助成内容を変更した障害者(児)医療について、居住要件を変更(居住要件あり⇒なし)</p> <p>1. 身体障害者手帳3級の者 2. 知的障害者中度の者 *所得制限あり</p> | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))及び小学校1年生～中学校3年生を除く | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 ※3 | 令和6年 8月診療分 |
| | 竜王町 (※) | 重度障害者(児) | 41 | <p>*令和6年4月診療分から助成内容を変更した重度障害者(児)医療について、対象者を変更(「身体障害3級かつ知的障害中度(B1)の者及び精神障害の程度が2級の者」及び「精神障害の程度が1級の者」を追加拡大し、項番を変更)</p> <p>1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級の者 (2)身体障害3級かつ知的障害中度(B1)の者及び精神障害の程度が2級の者 (3)精神障害の程度が1級の者 (4)知的障害重度の者(A1・A2) (5)特別児童扶養手当支給対象児童で1級の者 *所得制限あり</p> | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療該当者は自己負担なし | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療該当者は自己負担なし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 ※3 | 令和6年 8月診療分 |
| | 竜王町 (※) | 障害者(児) | 47 | <p>*令和6年4月診療分から助成内容を変更した障害者(児)医療について、対象者を変更(身体障害者手帳4・5・6級→3・4・5・6級)(精神障害の程度が1・2・3級→2・3級)</p> <p>1. 身体障害者手帳3・4・5・6級所持者 2. 知的障害中度、軽度の者(B1・B2) 3. 精神障害の程度が2・3級に該当する者 *所得制限あり</p> | 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く | レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *対象者3に該当する者のうち、法別番号70の条件に該当するレセプト及び調剤レセプトについては助成を行わない | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 ※3 | 令和6年 8月診療分 |
| | 野洲市 | 市・母子家庭等 | 49 | 母子家庭で、県・母子家庭(課)の所得制限を超過した世帯に属する母と18歳未満の子 → 令和6年8月1日 廃止 令和3年4月診療分から受託している市・母子家庭等医療について、県の規定にあわせた所得制限限度額を設けるよう変更したことから、市独自の基準で助成していた実施機関番号「49250095」の取扱いは令和6年7月31日まで | | | | | 令和6年7月診療分までの取扱い |
| <p>※3 令和3年4月診療分から受託している全ての医療費助成事業について、対象医療機関等の拡大(岐阜県の一部の医療機関が追加)</p> <p>対象医療機関等の追加 医科 5医→6医、薬局 2薬局→3薬局、訪問看護 1ステーション(変更なし) 岐阜県内の指定医療機関等において診療を受けた際の自己負担分について現物給付</p> | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|---|------------|----------|----|--|---|---|-------|----------------------------------|---------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 滋賀県 | 彦根市 (※) | 重度障害者(児) | 41 | <p>*令和3年4月診療分から受託した重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(重度心身障害者(児)→重度障害者(児))</p> <p>1. 身体障害者福祉法に定める障害の程度が1級、2級又は3級に該当するもの 2. 児童福祉法又は知的障害者福祉法第12上に規定する知的障害者厚生相談所において、知的障害の程度が重度と判断されたもの 3. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第1項に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童で、障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3に定める1級に該当するもの 4. 精神保健及び精神障害福祉に関する法律第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級の1級に該当するもの 5. 児童相談所又は厚生相談所において、知的障害の程度が低度と判断された者で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、障害の程度が障害等級の2級に該当するもの *所得制限あり</p> | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *18歳到達後最初の3月31日までの助成対象者はなし | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *18歳到達後最初の3月31日までの助成対象者はなし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 ※3 | 令和6年 8月診療分 |
| | 彦根市 (※) | 重度障害者(児) | 47 | <p>*令和3年4月診療分から受託した重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(重度心身障害者(児)→重度障害者(児))</p> <p>1. 身体障害者福祉法に定める障害の程度が1級、2級又は3級に該当するもの 2. 児童福祉法又は知的障害者福祉法第12上に規定する知的障害者厚生相談所において、知的障害の程度が重度と判断されたもの 3. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第1項に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童で、障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3に定める1級に該当するもの 4. 精神保健及び精神障害福祉に関する法律第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級の1級に該当するもの 5. 児童相談所又は厚生相談所において、知的障害の程度が低度と判断された者で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、障害の程度が障害等級の2級に該当するもの *県制度では所得超過だが、市制度では所得限度額未満のもの *所得制限あり</p> | 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *18歳到達後最初の3月31日までの助成対象者はなし | レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *18歳到達後最初の3月31日までの助成対象者はなし | 対象外 | 県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 ※3 | 令和6年 8月診療分 |
| <p>※3 令和3年4月診療分から受託している全ての医療費助成事業について、対象医療機関等の拡大(岐阜県の一部の医療機関が追加)</p> <p>対象医療機関等の追加 医科 5医→6医、薬局 2薬局→3薬局、訪問看護 1ステーション(変更なし) 岐阜県内の指定医療機関等において診療を受けた際の自己負担分について現物給付</p> | | | | | | | | | |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。